

## 第15号議案

芦屋市保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月18日提出

芦屋市長 伊藤 舞

### 提案理由

母子保健法の一部改正を踏まえ、新たに実施する産後ケア事業の利用料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市保健センターの管理に関する条例（昭和45年芦屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料等)</p> <p>第5条 保健センターの利用者は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬算定方法」という。）別表第1 医科診療報酬点数表により算定した額の範囲内で、<u>別表第1</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 母子保健法第17条の2に規定する産後ケア事業を利用しようとする者は、<u>別表第2</u>に定める利用料を納付しなければならない。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>別表第1</u>（第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>備考 (略)</p>	<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第5条 保健センターの利用者は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬算定方法」という。）別表第1 医科診療報酬点数表により算定した額の範囲内で、<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>別表</u>（第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>備考 (略)</p>

改正後			改正前
<u>別表第2（第5条関係）</u>			
区分	単位	利用料	
産後ケア（通所型）			
生活保護世帯	1日	1,000円	
市民税非課税世帯	1日	2,500円	
夫と妻の合算所得が730万円以上の世帯	1日	10,500円	
上記以外の世帯	1日	6,500円	
産後ケア（宿泊型）			
生活保護世帯	1日	1,500円	
市民税非課税世帯	1日	3,000円	
夫と妻の合算所得が730万円以上の世帯	1日	11,000円	
上記以外の世帯	1日	7,000円	
<u>備考</u>			
1 多胎の場合の利用料は、乳児1人につき、通所型は500円、宿泊型は1,500円を加算した額とする。			
2 夫と妻の所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第3条に定めるところによる。			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市保健センターの管理に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

母子保健法の一部改正を踏まえ、新たに実施する産後ケア事業の利用料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

出産を終えた退院直後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等を行うための産後ケア事業を実施するにあたり、事業を利用しようとする者が負担する利用料を次のとおり定める。(第5条及び別表第2関係)

所得区分	単位	利用料	
		通所型	宿泊型
生活保護世帯	1日	1,000円	1,500円
市民税非課税世帯	1日	2,500円	3,000円
夫と妻の合算所得が730万円以上の世帯	1日	10,500円	11,000円
上記以外の世帯	1日	6,500円	7,000円

※ 多胎の場合の利用料は、乳児1人につき、通所型は500円、宿泊型は1,500円を加算した額とする。

※ 夫と妻の所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第3条に定めるところによる。

(参考) 児童手当法施行令第3条に定める所得とは

市町村民税に係る総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額及び先物取引に係る雑所得等の金額等の合計額から8万円を控除し、さらに市町村民税について一定の控除を受けた場合には、その控除の種類(雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦(夫)控除及び勤労学生控除)に応じ定められた額をそれぞれ控除し、算出した額

#### 3 施行期日

令和2年4月1日

## 母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法制化）について

公布日：令和元年12月6日  
法律番号：令和元年法律第69号

### 産後ケア事業とは

○産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

### 法案概要

- 現在、予算事業として実施している市町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法上に位置づける。
- 各市町村について、「産後ケア事業」の実施の努力義務を規定する。

### 事業内容等

- 実施主体：市町村  
※事業の全部又は一部の委託可
- 内容：心身の状態に応じた保健指導  
療養に伴う世話  
育児に関する指導若しくは相談その他の援助
- 実施類型：①短期入所型  
②通所型（デイサービス型）  
③居宅訪問型（アウトリーチ型）
- 実施施設：病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設
- 実施基準：厚生労働省令で定める基準  
(人員、設備、運営等に係る基準)

### 対象者

- 産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子、乳児

### 他の機関・事業との産前からの連携

- 市町村は、妊娠期から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、
  - ・母子健康包括支援センターその他の関係機関と必要な連絡調整
  - ・母子保健法に基づく母子保健に関する他の事業、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携
 を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

### 施行日

- 2年を超えない範囲内で政令で定める日